

貸借対照表

令和 5年 9月30日

株式会社アイ・ティー・ワン

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	2,476,451,481	【流動負債】	657,532,108
現金及び預金	1,476,632,568	買掛金	241,843,876
売掛金	940,858,141	未払法人税等	15,484,900
契約資産	35,778,504	未払事業所得税	5,172,200
未収入金	191,581	未払消費税等	33,602,800
前払費用	22,878,087	未払費用	36,865,921
その他流動資産	112,600	未払金	65,507,795
		預り金	45,132,570
		前受金	8,727,156
		賞与引当金	205,194,890
【固定資産】	265,863,248	【固定負債】	130,213,746
【有形固定資産】	68,953,242	長期資産除去債務	30,209,046
建物附属設備	45,604,223	退職給付引当金	100,004,700
工具器具備品	23,349,019		
【無形固定資産】	49,075,069	負債合計	787,745,854
ソフトウェア	49,075,069	純 資 産 の 部	
【投資その他の資産】	147,834,937	【株主資本】	1,954,568,875
敷金	36,702,890	資本金	309,771,000
繰延税金資産	111,132,047	資本剰余金	17,323,600
		その他資本剰余金	17,323,600
		利益剰余金	1,627,474,275
		利益準備金	77,442,750
		その他利益剰余金	1,550,031,525
		繰越利益剰余金	1,550,031,525
		純資産合計	1,954,568,875
資産合計	2,742,314,729	負債及び純資産合計	2,742,314,729

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物附属設備

定額法により償却しております。

工具器具備品

定率法により償却しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアの社内利用における利用可能期間(5年)に基づき定額法により償却しております。

市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアの見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算出する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては貸倒実績がないため計上しておりません。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法による期末自己都合要支給額)及び年金資産に基づき計上しております。

受注損失引当金

今後の受注開発に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることが可能な開発について、損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては該当する見込のある受注開発がないため計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)、及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)(以下、「収益認識会計基準等」という)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは移転するにつれて当該財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

なお、システム開発、保守サービスのうち、履行義務が財又はサービスを他の当事者によって提供されるよう手配すると判断できる代理人取引に該当する場合は、顧客から受取ると見込まれる金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 重要な会計方針の変更

当期は該当ありません。

3. 当期純損益金額

(1) 当期純利益額金額 97,647,931円